

# 札幌国際芸術祭2027 チケット販売・発券システム構築・運用業務 提案説明書

## 1 業務名

札幌国際芸術祭2027チケット販売・発券システム構築・運用業務

## 2 業務の概要

### (1) 業務の目的

札幌国際芸術祭実行委員会（以下「委託者」という。）は、2027年1月に開幕する札幌国際芸術祭（以下「SIAF」という。）2027に向けて、鑑賞チケットの販売準備を進めている。

SIAF2027の鑑賞チケットは、オンラインで購入できる電子チケットの他、会場で購入後、すぐに入場できる紙チケットを用意することとしており、来場者がオンラインでも現地でもスムーズにチケットを購入し、入場できるシステムを構築する必要がある。

また有料会場におけるチケット入場データを利用することで、効果的に来場者の動向把握、行動分析が行えるよう、チケット販売・発券システムを構築・運用することを目的とする。

### (2) 業務履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### (3) 予算規模

748,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※企画提案に当たっての規模を示すものであり、上記金額での契約を意味するものではない。

※上記金額にチケット販売数に応じた販売手数料は含まない。

## 3 業務内容

別紙1（仕様書）のとおり

ただし、仕様書の内容は現時点における予定であり、今後チケットの券種、価格及び想定販売枚数等に変動が生じる可能性がある。

## 4 企画提案書の作成について

企画提案書は、別紙1（仕様書）に基づき、以下の内容について作成すること。提案に当たっては企画内容を評価しやすいよう具体的にわかりやすく記載すること。

### ア SIAF2027チケット販売・発券システム構築・運用業務

仕様書に基づき、業務目的を効果的かつ効率的に達成するための企画等を提案すること。

### イ 業務実施スケジュール

以下の日程を踏まえ、上記アを実施するスケジュールを提案すること。

- ・2026年10月 SIAF2027チケット詳細公表、前売りチケット販売開始
- ・2027年1月16日（土） SIAF2027開幕 チケット運用開始
- ・2027年2月21日（日） SIAF2027閉幕

### ウ 業務実施体制

### エ 類似業務実績一覧

### オ 参考見積

### カ 企画提案にあたっての注意点

別紙1（仕様書）に示す掲載必須項目以外のコンテンツの提案も可能とするが、それにかかる費用も含め上記の予算規模内で実施可能な内容とすること。

## 5 参加資格

- (1) 法人又は団体であること。
- (2) 本業務の目的を円滑かつ効率的に遂行し、委託者と円滑に協議ができる体制の事務所を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日付け財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (5) 法人税、消費税、地方消費税、札幌市税等、納付すべき税金を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っている者又は、手続開始の申立てがなされている等、経営状態が著しく不健全なものではないこと。ただし、更生計画認可決定又は、再生計画認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- (7) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者ではないこと。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 役員等（参加資格の申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
  - イ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - カ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者
- (9) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (10) 過去に同様の業務における請負等の実績がある者
- (11) 直前1期の決算（当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算）における製造、販売、請負等の実績高がある者

## 6 提出書類及び留意事項

- (1) 提出書類

提出書類	部数	提出期限
参加意向申出書（様式1） 《添付書類》 ※札幌市競争入札参加資格者名簿登録者の場合 ・登記事項証明書等の会社概要がわかる書類 ・誓約書（別添様式） ※札幌市競争入札参加資格者名簿未登録者の場合 ・登記事項証明書 ・貸借対照表、損益計算書（直近1年分） ・納税証明書（市区町村税及び消費税） ・誓約書（別添様式）	1部	6月23日（火） 15時必着
企画提案者概要（様式2）	1部	6月30日（火） 15時必着
企画提案書提出届（様式3）	1部	
事業実施体制及び過去の業務実績（任意様式）	1部	
企画提案書（任意様式、A4縦横不問、両面印刷） ・業務実施概要案、全体スケジュールを含めること。	1部	
見積書（任意様式）	1部	
上記のPDFデータ	1部	

(2) 企画提案書の作成に係る留意事項

- ア 提出できる企画は、1提案者につき1案までとする。（複数案の提案は認めない）
- イ 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとみなす。
- ウ 見積書については、本企画提案及び別紙1（仕様書）に基づく業務の費用について作成すること。予算規模については2(3)のとおり。なお、当該参考見積額は、企画書が選定された事業者との契約額を確定するものではない。
- エ 誤字等を除き、応募書類等提出後の内容変更および追加は原則として認めない。

## 7 スケジュール、提案書等の提出方法等

(1) 全体日程

公募開始	令和8年 6月 12日（金）
質問書の提出期限	令和8年 6月 19日（金）17時締切
質問書への回答（予定）	令和8年 6月 25日（木）までに順次回答
参加意向申出書等の提出期限	令和8年 6月 23日（火）15時必着
企画提案書等の提出期限	令和8年 6月 30日（火）15時必着
審査（プレゼンテーション）	令和8年 7月 13日（月）【予定】
契約	令和8年 7月下旬【予定】

※企画提案者が6者以上となった場合は書類審査を行い、令和8年7月7日【予定】までに書類審査の結果をメールで通知する。

(2) 提出方法及び提出先

本企画競争に参加を希望する者は、上記(1)の提出期限までに、提出先に持参又は郵送（書留郵便、レターパック等配達状況を確認できるものに限る。）により提出するとともに、メールで電子データを送信すること（質問書を除く）。

【提出先】

〒060-0001  
札幌市中央区北1条西2丁目札幌時計台ビル10階

札幌国際芸術祭実行委員会事務局 担当：三浦、八重樫

e-mail：operation@siaf.jp

(3) 質問及び質問の回答

ア 質問がある場合は、上記(1)の提出期限までに「質問書（様式4）」を書類等提出先に電子メールにて提出すること。件名は「（質問）札幌国際芸術祭2027チケット販売・発券システム構築・運用業務」とすること。

イ 電話又は口頭による質問は原則として受け付けない。

ウ 質問に対する回答は、質問者名を伏せて現在の札幌国際芸術祭公式ウェブサイト (<http://siaf.jp/>) にて公開することとし、個別の回答は行わない。

(4) その他留意事項

ア 申込書類の作成・提出にかかる費用は申込者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 書類等に虚偽があった場合は失格とする。

エ 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

## 8 審査方法

(1) 参加意向申出書等に基づき参加資格の有無を審査し、提案者に結果を通知する。

(2) 参加資格のある者について、「札幌国際芸術祭2027チケット販売・発券システム構築・運用業務に係る企画競争実施委員会」（以下、「委員会」という。）がプレゼンテーション審査を行う。

(3) 企画提案者が6者以上となった場合、プレゼンテーション審査の前に書類審査を実施し、点数の高い順に5者を書類審査通過者として扱う。

プレゼンテーション審査は以下のとおり行うものとする。

ア 書類審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員にメールで通知する。

イ プレゼンテーション審査の開催場所、時間は審査対象となる企画提案者にメールで通知する。

ウ プレゼンテーション審査の参加人数は、提案者につき3名以内とする。

エ プレゼンテーション審査では、提案者が15分以内でプレゼンテーションを行い、その後、委員会委員との質疑応答（10分程度）を行う

(4) 対面での審査が困難である場合は、オンライン会議システムを使用することとする。

## 9 審査基準

(1) 審査基準は以下のとおりとし、総合的に判断する。

審査項目	評価の主な着眼点	配点
実施体制及び実績	業務を遂行するための適切な業務体制が確保されているか。	5
	類似の業務・事業に関する十分な実績があるか。	5
提案内容	業務の目的及び委託者が示す概要を理解し、SIAF2027にふさわしい提案となっているか。	10
	チケット購入者にとって、分かりやすく簡潔な購入フローとなっているか(会員登録不要、多様な決済手段に対応しているなど)	20
	チケット購入画面が多言語対応となっているなど、日本語話者以外も簡単に購入できるフローとなっているか	10
	実施にあたってのスケジュールは現実的かつ妥当なものか。	5

審査項目	評価の主な着眼点	配点
	障害発生時や問い合わせ対応などの運用・保守サポート体制は整っているか	20
	提案者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、高い効果が見込める提案内容となっているか。	15
積算	システム利用料、発券及び販売手数料の金額が妥当であるか	10
合計		100

- (2) 出席委員全員の満点の合計の6割を最低基準点とし、審査の結果、提案者全員が最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者の選定は行わない。
- (3) 提案者が1者のみの場合は、プレゼンテーション審査を実施し、最低基準点を超える場合は当該提案者を契約候補者とする。
- (4) 委員会による採点が同点の場合には、委員会での協議により契約候補者を選考する。
- (5) プレゼンテーション審査において最も点数の高い者を契約候補者、二番目に点数の高い者を次点の候補者として選定する。

## 10 審査結果について

プレゼンテーション審査の結果については、審査の参加者に対し書面により通知する。

## 11 企画提案書等の取扱い

- (1) 採択された企画案について、提案者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を委託者に無償で譲渡するものとする。なお、不採択となった企画案の著作権はそれぞれの提案者に帰属する。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は、委託者が本件の選定の公表等に必要となった場合、提案者の了承なく無償で使用できるものとする。
- (3) 提案者は、委託者に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び提案に際し第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の活用に当たり、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者が自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画提案書等の書類は、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に定めるところにより、公開される場合がある。
- (6) 必要な範囲において、複製することがある。

## 12 契約

- (1) 本業務の業務内容は企画提案を素案とし、委託者と協議のうえ決定する（提案内容がそのまま契約内容となるものではない）。
- (2) 契約は、選考された者（契約候補者）と委託者の間で契約内容の詳細を交渉のうえ、予算額の範囲内で締結する。
- (3) 契約候補者との協議が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。
- (4) 契約候補者が契約に至るまでの間に、会社更生法・民事再生法・破産法のいずれかの適用があった場合、経営状態が著しく不健全であると認められる場合、札幌市が入札の参加停止を行うような事態が発生した場合等は、契約を締結しないことがあ

る。

### 13 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

### 14 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) 本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者
- (4) その他、委員会において不適切と認められた者

### 15 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

### 16 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

### 17 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (2) プレゼンテーション審査参加に係る経費については、提案者の負担とする。
- (3) 委託者から受領した資料は、委託者の了解なく公表又は使用することはできない。
- (4) 受託者が当業務実績を自社広報物等にて公表するときは事前に委託者へ連絡すること。

### 18 問合せ先

札幌国際芸術祭実行委員会事務局（担当：三浦、八重樫）  
〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目札幌時計台ビル10階  
対応時間 平日 9時～17時  
電話：011-211-2314 e-mail：operation@siaf.jp